

MERU 訪問看護ステーション

重要事項説明書（医療保険）

利用者氏名 _____ 様

MERU 訪問看護ステーション 重要事項説明書（医療保険）

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社 Charm
代表者氏名	代表取締役 松本 友紀子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒530-0052 大阪府東大阪市足代 3-11-13-302 TEL: 080-1517-7920
法人設立年月日	令和 5 年 8 月 8 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

(1)事業所の所在地等

事業所名称	MERU 訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2765091836 号
事業所所在地	大阪府東大阪市足代 3-11-13-302
連絡先 相談担当者名	TEL:06-4306-3499 FAX:06-4306-3965 MERU 訪問看護ステーション 管理者 金本 春姫
サービス提供地域	大阪府下、兵庫県（尼崎市、伊丹市、西宮市、川西市、宝塚市）

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者に対して看護サービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を送ることができるように支援することを目的とする。
運営の方針	1. 事業の実施にあたり、利用者の意思や主体性を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 2. 当事業者の職員は利用者の成長・発達促進、全体的な日常生活の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する。 3. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村とその他の保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとする。

(3)営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 *ただし、土日祝、12月31日～1月3日までを除く
営業時間	午前 10 時～午後 7 時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～日曜日 *祝日を含む
サービス提供時間	午前 9 時～午後 8 時

(5) 事業所の職員体制

管理者	金本 春姫
-----	-------

職種	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常 勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主医師との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	常 勤 7名
看護職員 (看護師・ 准看護師) 作業療法士	訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。	常 勤 7名 非常勤 2名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護サービスを提供します。 具体的な訪問看護の内容 (1) 病状・心身状態の観察 (2) 清拭・洗髪等の清潔援助 (3) 食事及び排泄等の日常生活援助 (4) 褥瘡（床ずれ）予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症・精神障害者の看護 (8) 療養生活・介護方法等の指導 (9) カテーテル等の医療用具の管理 (10) ご家族のサポート (11) その他医師の指示による医療処置 ＊必要に応じて書類を画像として記録することがあります。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

1. 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
2. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
3. 利用者の同居家族に対するサービス提供
4. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
5. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
6. その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

※サービス利用料は別紙をご参照ください。

後期高齢者の対象の方	（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合 となります。 <table border="1" data-bbox="501 1435 1370 1648"> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>一般 ((2) (3)以外の方)</td> <td>1割負担</td> <td>月額上限 18,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>住民税非課税世帯の方</td> <td>1割負担</td> <td>月額上限 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>収入が一定以上の方 *1</td> <td>3割負担</td> <td>所得により異なる</td> </tr> </tbody> </table>	(1)	一般 ((2) (3)以外の方)	1割負担	月額上限 18,000 円	(2)	住民税非課税世帯の方	1割負担	月額上限 8,000 円	(3)	収入が一定以上の方 *1	3割負担	所得により異なる
(1)	一般 ((2) (3)以外の方)	1割負担	月額上限 18,000 円										
(2)	住民税非課税世帯の方	1割負担	月額上限 8,000 円										
(3)	収入が一定以上の方 *1	3割負担	所得により異なる										
一般健康保険の方	(1)（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合 となります。 (2)重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。												
自立支援・難病等医療の対象の方	（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合 となります。 自己負担額は、世帯収入と症状によって負担額の上限が定められます。												

※ 1ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合、越えた金額を市町村へ申請しますと、超えた金額が高額医療費として支給されます。

*1 いずれも医療費控除の対象になります。

4 その他の費用について

項目	内訳		金額
超過料金	平日 2 時間を超えた 30 分毎に必要		1,000 円
休日料金	営業日以外に訪問した場合に必要		2,100 円
時間外料金	営業時間外に訪問した場合	19時～22時 22時～6時 6時～9時	2,100 円
キャンセル	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	24時間前までのご連絡の場合		当日のご連絡の場合
	キャンセル料は不要です。		1 提供あたりの料金の 100%を請求します。
*ただし、利用者の利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は発生しません。			

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

1. 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌日末日までに利用者あてお届け（郵送）します。
2. 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い 2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	管理者 金本 春姫
	イ 連絡先電話番号	06-4306-3499
	同ファックス番号	06-4306-3965
	ウ 受付日及び受付時間	運営時間帯

※担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (2) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 金本 春姫
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知りえた利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業者が退職後も在職中に知りえた情報を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じます。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	企業総合補償保険

12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 サービス提供の記録

- 1 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- 2 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 4 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

15 衛生管理等

- 1 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 1 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情または相談があったときは、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて訪問を実施し、状況の聴取や事情の確認を行う。
 - 管理者は訪問看護職員に事実関係の聴取を行う。
 - 相談担当者は、把握した状況を事業所にて検討を行い、次回の対応を決定する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じ関係者への連絡調整を行い、利用者へ必ず対応方法を含めた結果の報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）

※ご不明な点は、大小に関わらず担当看護師か責任者にお尋ねください。

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪市中央区常盤町一丁目 3 番 8 号中央大通 F Nビル 電話番号：06-6949-5418 受付時間：9:00～17:00（土日祝休み）
【事業者の窓口】 MERU 訪問看護ステーション 担当者 金本 春姫（管理者）	所在地 大阪府東大阪市足代 3-11-13-302 電話番号 06-4306-3499 ファックス番号 06-4306-3965 受付時間 9:00～19:00

(2) 苦情申立の窓口

※上記以外に、お住まいの市役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます

17 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を提起的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18 社会情勢及び天災について

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

<年齢層における自己負担割合>

被保険者年齢	負担割合
義務教育就学前（6歳未満）	2割負担
義務教育就学後（6歳以上）から満69歳まで	3割負担
満70歳から満74歳まで	2割負担（ただし、現役並みの所得がある方は3割負担）
満75歳以上	2割負担（ただし、現役並みの所得がある方は3割負担）

※自立支援医療（精神通院医療）の制度にも対応しております。

<負担額計算方法>

①管理療養費＋②基本療養費（医療もしくは精神医療）＋③加算（該当項目のみ）

①管理療養費（医療/精神医療）

管理療養費	利用料金 (円/回)	利用者負担額			
		1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）	¥7,710	¥771	¥1,542	¥2,313	
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降の訪問の場合)	訪問看護管理療養費1	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	訪問看護管理療養費2	¥2,500	¥250	¥500	¥750

②基本療養費（医療）

基本療養費	利用料金 (円/回)	利用者負担額				
		1割	2割	3割		
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,100	¥1,665	
	看護師 週4日以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
	准看護師 週3日まで	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515	
	准看護師 週4日以降	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815	
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護師 同一日 2人	3日目まで/週	¥5,550	¥555	¥1,100	¥1,665
		4日以降/週	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	看護師 同一日 3人以上	3日目まで/週	¥2,780	¥278	¥556	¥834
		4日以降/週	¥3,280	¥328	¥656	¥984
	准看護師 同一日 2人	3日目まで/週	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
		4日以降/週	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
准看護師 同一日 3人以上	3日目まで/週	¥2,530	¥253	¥506	¥759	
	4日以降/週	¥3,030	¥303	¥606	¥909	
訪問看護基本療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める 疾患等は2回	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	

②基本療養費（精神医療）

基本療養費			利用料金 (円/回)	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
精神訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,100	¥1,665	
		30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275	
	看護師 週4日以降	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
		30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530	
	准看護師 週3日まで	30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515	
		30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161	
	准看護師 週4日以降	30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815	
		30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416	
精神訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護師 同一日 2人	3日目まで/週	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,100	¥1,665
			30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
		4日以降/週	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
			30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
	看護師 同一日 3～9人	3日目まで/週	30分以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834
			30分未満	¥2,130	¥213	¥426	¥639
		4日以降/週	30分以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984
			30分未満	¥2,550	¥255	¥510	¥765
	准看護師 同一日 2人	3日目まで/週	30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
			30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
		4日以降/週	30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
			30分未満	¥4,720	¥472	¥994	¥1,416
	准看護師 同一日 3～9人	3日目まで/週	30分以上	¥2,530	¥253	¥506	¥759
			30分未満	¥1,940	¥194	¥388	¥582
		4日以降/週	30分以上	¥3,030	¥303	¥606	¥909
			30分未満	¥2,360	¥236	¥472	¥708
精神訪問看護基本療養費Ⅳ ※在宅療養に備えた 一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾患等は2回		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	

③加算（医療/精神医療）

加算		利用料金	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
緊急訪問看護加算	1日につき（月14日目まで）	¥2,650	¥265	¥530	¥795	
	1日につき（月15日目以降）	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
複数名訪問看護加算	看護師2人以下	1日に1回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	看護師と准看護師	1日に1回	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
	看護師と看護補助者	1日に1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900
		1日に2回	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	1日に3回以上	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	
長時間訪問看護加算（90分超）	1日/週	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
難病等複数回訪問加算	2回 / 1日訪問	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	3回以上 / 1日訪問	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
夜間・早朝訪問看護加算 （夜間8～22時まで / 早朝6～8時まで）	1回につき	¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜訪問看護加算 （22時～6時まで）	1回につき	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
特別地域訪問看護加算	所定額の50%					
24時間対応体制加算	1月あたり	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040	
特別管理加算	1月あたり	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
	1月あたり（重症度が高い利用者）	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
	※長時間（90分以上）の場合	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	
在宅患者連携指導加算	1回あたり（月1回まで）	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
在宅患者緊急等カンファレンス加算	1回あたり（月2回まで）	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
看護・介護職員連携強化加算	月1回	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
訪問看護情報提供療養費 1.2.3	月1回	¥1,500	¥150	¥300	¥450	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月1回	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	死亡月1回	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	
訪問看護医療DX情報活用加算	1月当り	¥50	¥5	¥10	¥15	
訪問看護ベースアップ加算Ⅰ	1月あたり	¥1,830	¥183	¥366	¥549	
訪問看護物価対応料 1	月の初日	¥60	¥6	¥12	¥18	
	2日目以降	¥20	¥2	¥4	¥6	

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒577-0841 大阪府東大阪市足代 3-11-13-302
	法人名	株式会社 Charm
	代表者名	松本 友紀子
	事業所名	MERU 訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	